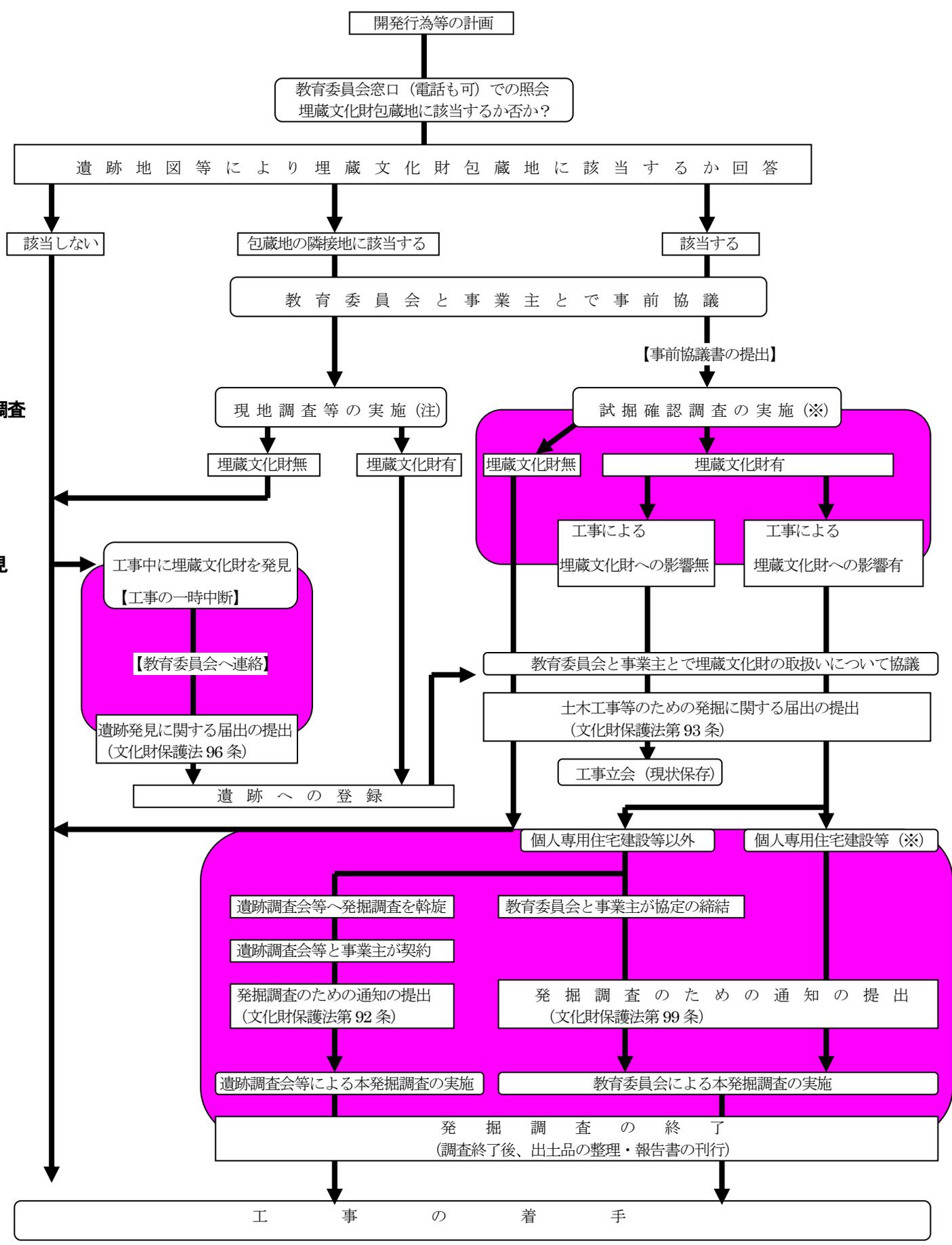


開発行為等に伴う埋蔵文化財の取扱いの流れ

照会
回答
協議
試掘確認調査
不時の発見
協議
発掘調査



(注) 埋蔵文化財は地上からの確認が困難ですので、包蔵地の隣接地の場合には工事立会や確認調査が必要な場合があります。
 (※) 試掘確認調査及び個人専用住宅建設・個人の農地改良を行う場合は、発掘調査にかかる経費は、公的補助を受け取ることができます。

富士見市教育委員会 生涯学習課 文化財グループ
 埼玉県富士見市大字鶴馬 1873-1 市立中央図書館 2F
 ☎ : 049-251-2711 (内線637)